

伊万里市名義後援の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が主催する事業に対し、伊万里市（以下「市」という。）が後援を行う場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、市が主催者の実施する事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(対象事業)

第3条 後援の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市政の進展及び地域の活性化に寄与すると認められる事業
- (2) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与し、公益性のある事業
- (3) 青少年の教育及び健全育成に寄与する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(申請手続き)

第4条 市の後援を受けようとする事業の主催者は、後援承認申請書（様式第1号）に事業の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(承認基準)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、次に掲げる基準により内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- (1) 主催者の存在及び組織が明確で、事業遂行能力が十分であると認められること。
- (2) 主催者が過去に承認を取り消されたことのない団体であること。
- (3) 事業内容が明確であり、広く市民を対象としている個別の事業であること。
- (4) 事業の趣旨が特定の思想若しくは信条の普及又は政治活動を目的としていないこと。

- (5) 事業の趣旨が営利を目的としたものでないこと。
- (6) 事業の実施に当たり入場料又は参加料等の経費を徴収する場合は、公益的事業としてふさわしい額であること。
- (7) 公序良俗に反するおそれがないこと。

(通知)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理し、その内容を審査した結果、適当と認めるときは後援承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは後援不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認の通知をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、後援を承認した事業の実施状況その他必要な事項について、申請者に報告を求めることができる。

(取消し等)

第8条 市長は、後援を承認した場合において、当該事業の内容若しくは実施状況等が申請内容と異なるとき、又は承認の条件に反することが判明したときは、申請者に対し是正のための措置を求め、又は後援の承認を取り消すことができる。

(事務の所管等)

第9条 後援に関する事務の取扱いは、申請された事業内容に係る事務を所管する部署が行うものとする。

2 前項に規定する事務の取扱いに関し、いずれの部署の所管にも関係しないものについては、総務部総務課において処理するものとする。

3 事務を取り扱う部署は、後援に係る書類を整理し、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。